

魚津市週休2日工事試行要領（令和8年7月）

1 目的

建設業界では、若手・女性の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、週休2日をさらに促進することで労働環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的として「週休2日工事」を試行する。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「土日完全週休2日」とは、対象期間において、全ての土日に現場閉所を行ったと認められる状態（同一週内での代替日設定による現場閉所を含む。）をいう。
- (2) 「週単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての週（月曜日から日曜日まで）で2日間以上の現場閉所を行なったと認められる状態をいう。
- (3) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 「週休2日交替制」とは、対象期間において、現場閉所に代わり、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいい、週単位、月単位及び通期の区分を設けるものとする。
- (6) 「対象期間」とは、工事着手日から現場完了日までの期間のうち、次の期間を除いた期間をいう。
 - ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間
 - イ 工場製作のみの期間
 - ウ 工事事故等による不稼働期間
 - エ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
 - オ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - カ 工事の全体を一時中止している期間
 - キ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (7) 「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- (8) 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。
- (9) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
- (10) 「4週8休」とは、土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、現場閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、休日は偏り等（工期の始まりや工期末での偏った休日設定）が生じないようにすること。また、1週間のうち2日の休日を確保できない週がある場合は、原則、振替休日を前後の週で確保するものとする。

3 試行対象工事

設計額が200万円以上の工事で、特記仕様書等に「週休2日試行対象工事」であることを明示した工事とし、次のいずれかに該当する工事は対象としない。ただし、受注者から工事着手前に週休2日に取り組む旨の協議があり、監督員が協議内容を精査し承諾した場合、試行対象工事とすることができる。

- (1) 緊急性が高い災害復旧工事。
- (2) 現場条件（出水期や関連工事等）や施工期間の制約が厳しい工事。
- (3) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事。

4 実施方法

(1) 発注方式

- ア 土木工事、建築工事（電気工事、機械設備工事等を含む。）及び水道工事においては、発注者が土日完全週休2日に取り組む工事を指定する「発注者指定型（現場閉所）」とする。
- イ 港湾・漁港工事においては、発注者が通期の週休2日に取り組む工事を指定する「発注者指定型（現場閉所）」とする。
- ウ 農業農村整備事業においては、発注者が週休2日に取り組む工事を指定する「発注者指定型（現場閉所）」とする。
- エ 治山林道事業においては、「受注者希望型（土日完全週休2日）」とする。受注者は工事着手前に土日完全週休2日の取組を行うか発注者と協議するものとし、取組を希望しない場合は月単位の週休2日に取り組むものとする。

(2) 積算方法等

- ア 土木工事、建築工事（電気工事、機械設備工事等を含む。）、水道工事及び農業農村整備事業においては、補正係数による費用の計上を行わないものとし、週休2日の達成状況に関わらず設計変更（減額または増額変更）は行わない。ただし、現場閉所等の実績確認は確実に行うものとする。
- イ 港湾・漁港工事においては、通期の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を作成し、現場完了後に実績を確認した結果、通期の週休2日に満たない場合は補正分を減額変更する。
- ウ 治山林道事業においては、月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を作成する。工事完了後に実績を確認し、土日完全週休2日を達成した場合は土日完全週休2日の補正係数に変更（増額変更）し、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成できなかった場合は補正分を除外して減額変更する。

(3) 補正係数

①港湾、漁港工事

項目	補正係数
現場閉所状況	通期の週休2日
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.03

②治山林道事業

項目	補正係数	
現場閉所状況	土日完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.02	1.01
現場管理費（率分）	1.03	1.02
市場単価	別表 1 のとおり	
標準単価	別表 2 のとおり	

（４） 工期設定

県の標準工期試算式（工種ごと）を用いて、工期を設定する。ただし、該当する工種が無い場合は、施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率2.01（舗装は2.16港湾、漁港工事は1.85）を乗じ、下表の準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。港湾、漁港工事については、国に準じて工期を変更しない。

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、港湾・漁港工事（陸上工事）
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
45		港湾・漁港工事（海上工事）
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C 橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」、
「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、
「港湾・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」より

（５） 柔軟運用

施工日が気象条件に左右される等、土日完全週休 2 日による現場閉所が困難な場合は、事前に発注者と協議した上で、次に掲げる柔軟な運用を行うことができる。

- ア 受注者の責によらず土曜または日曜に現場施工を行った場合であっても、同一週（月曜日から日曜日）内で代替となる現場閉所日を設定した場合は、土日完全週休 2 日を達成したものとみなす。
- イ 現場閉所による週休 2 日の実施が困難な場合は、技術者等が交替で休日を取得する週休 2 日交替制に取り組むことができる。
- ウ 受注者は、現場閉所による取り組みと週休 2 日交替制による取り組みを、1 ヶ月単位で切り替えて運用することができる。

(6) 工事成績評定

週休2日の達成状況（土日完全週休2日、月単位、通期等）にかかわらず、工事成績評定の加点及び減点は行わない。

(7) 休日取得計画（実績）書

受注者は、施工計画書の提出時に、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙」（計画書の休日：○）に記載し、提出する。

また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙」（実績書の休日：●）に記載し、提出する。

受注者は、休日取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

なお、現場完成月については、当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績書（工事着手日から工事完了日まで）を提出する。

(8) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。また、週休2日交代制に取り組む場合は、従事した技術者等の「休日率」を確認する。

① 『現場閉所率』の確認方法

現場閉所率（％）＝現場閉所日数（b）※2÷実施対象期間（a）※1
4週8休・・・現場閉所率28.5%以上

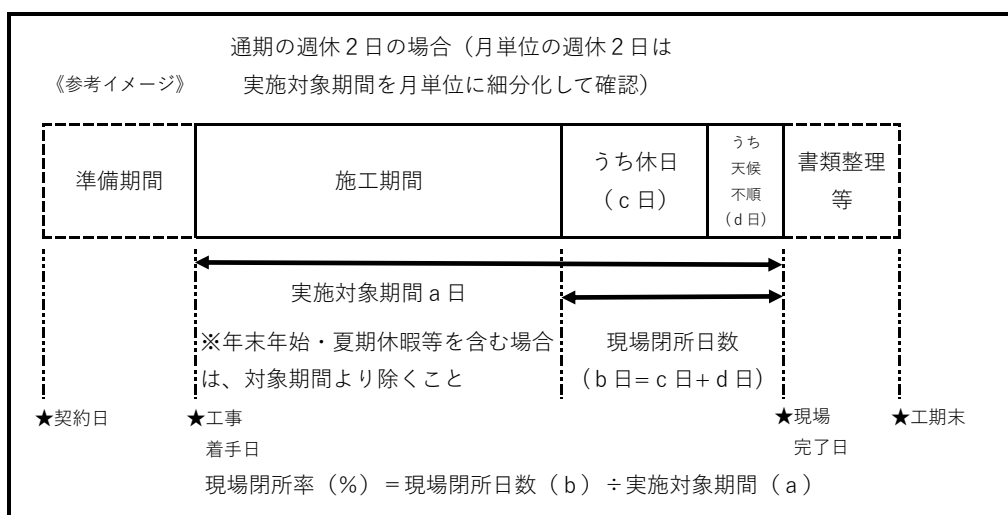
※1 実施対象期間（a）は、工事着手日から現場完了日までのうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間をいう。

※2 現場閉所日数（b）は、原則として、1週間のうち2日間、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、前後の週に限り、現場閉所日の振替を行うことができる。

② 『土日完全週休2日』の確認方法

達成率＝土日の現場閉所日数÷対象期間内の土日の日数×100

《参考イメージ》



月単位の週休2日においては、暦上の土曜日、日曜日の閉所では現場閉所率28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(9) 工事看板への掲示

「週休2日工事」を試行する受注者は、週休2日工事である旨を記載した工事看板を設置する。

記載例

ご迷惑をおかけします	
週休2日工事	
○ ○ ○ ○ ○ ○	を
○ ○ ○	ています
令和○年○月○日まで 時間帯 8:00~17:00	
道路改良工事	
発注者	魚津市○○部○○課
施工者	○○建設株式会社

(10) 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、次の例を参考に記載する。

●土木工事、建築工事、水道工事（発注者指定型）

第○○条 土日完全週休2日工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日の促進に向けた試行対象工事であり、土日完全週休2日（現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和8年7月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。[\(https://www.city.uzu.toyama.jp/\)](https://www.city.uzu.toyama.jp/)

●港湾・漁港工事（発注者指定型）

第○○条 週休2日工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日の促進に向けた試行対象工事であり、通期の週休2日（現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和8年7月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。[\(https://www.city.uzu.toyama.jp/\)](https://www.city.uzu.toyama.jp/)

●農業農村整備事業（発注者指定型）

第〇〇条 週休2日工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日の促進に向けた試行対象工事であり、週休2日（現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和8年7月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。（<https://www.city.uzo.toyama.jp/>）

● 治山林道事業（受注者希望型）

第〇〇条 週休2日制適用工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制適用工事であり、受注者が工事着手前に土日完全週休2日の取組を希望するか判断し、発注者と協議することとする。
なお、希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むこととする。
- 2 詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和8年7月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。（<https://www.city.uzo.toyama.jp/>）

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) この要領に定めのない事項またはこの要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則（令和3年3月3日付財第534号）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和3年8月20日付財第260号）

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和6年2月22日付財第587号）

附 則（令和6年5月31日付財第191号）

この要領は、令和6年6月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和7年7月31日付財第336号）

この要領は、令和7年8月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和8年2月26日付け財第778号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、決裁の日から施行し、令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行った工事から適用する。

2 令和8年6月30日以前に公告又は指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、4（6）の規定は、令和9年1月1日以降に完成検査を実施する工事の工事成績評定から適用する。

別表 1

治山林道事業の市場単価方式の補正係数

名 称	区 分	治山林道事業	
		土日完全週休2日	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

別表 2

治山林道事業の標準単価方式の補正係数

名 称	区 分	治山林道事業	
		土日完全週休2日	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02